

コインコピーサービスの終了について(お知らせ)

これまで、ご利用いただきましたコインコピーサービスは、庁舎(国有財産)の使用許可を得た民間事業者が、登記所内にコインコピー機を設置・管理し、地図及び各種図面を閲覧される皆様に御利用いただいていたのですが、**本年3月31日**をもちまして終了させていただきましたのでお知らせします。

なお、地図及び各種図面につきましては、「写しの交付制度」が整備されておりますのでご利用願います。

平成26年4月1日

仙 台 法 務 局